

■ 居住費（滞在費）・食費のめやす

利用者が負担する居住費（滞在費）・食費は、施設との契約で決まります。標準的な費用は次のとおりです。

	居住費(滞在費)					
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室		食費
				老健・医療院 ※室料を徴収する場合	老健・医療院等 ※室料を徴収しない場合	
令和8年7月まで	2,066円/日	1,728円/日	1,728円/日 (1,231円/日)	697円/日 (915円/日)	437円/日 (915円/日)	1,445円/日
令和8年8月から	2,066円/日	1,728円/日	1,728円/日 (1,231円/日)	697円/日 (915円/日)	437円/日 (915円/日)	1,545円/日

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または（介護予防）短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
※費用は施設によって異なります。具体的な費用については、施設にお問い合わせください。

低所得の方の居住費（滞在費）・食費の軽減（負担限度額認定）

所得が低い方については、申請により、施設入所や（介護予防）短期入所系サービスに係る居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。申請後に対象の方へ「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、サービスを受ける際に施設に提示してください。

自己負担限度額（一日あたり）

令和8年7月まで

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産 ^{※4} の状況	居住費（滞在費）					食費
			多床室	従来型個室 （特養）	従来型個室 （老健・医療院等）	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	
1	生活保護受給者		0円	380円	550円	550円	880円	300円 (300円)
	老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0円	380円	550円	550円	880円	300円 (300円)
2	本人の年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額 ^{※3} の合計額が80万9千円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430円	480円	550円	550円	880円	390円 (600円)
3-①	本人の年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額 ^{※3} の合計額が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	650円 (1,000円)
3-②	第1段階・第2段階・第3段階①以外の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	1,360円 (1,300円)

令和8年8月から

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産 ^{※4} の状況	多床室			従来型個室		ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室	食費
			特養等	老健・医療院等 ※室料を徴収する場合	老健・医療院等 ※室料を徴収しない場合	特養等	老健・医療院等			
1	生活保護受給者		0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円	300円 (300円)
	老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円	300円 (300円)
2	本人の年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額 ^{※3} の合計額が82万6,500円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円	390円 (600円)
3-①	本人の年金収入額 ^{※2} +その他の合計所得金額 ^{※3} の合計額が82万6,500円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	680円 (1,030円)
3-②	第1段階・第2段階・第3段階①以外の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円	1,420円 (1,360円)

（ ）内の金額は、（介護予防）短期入所生活介護または（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合の額です。

●第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

※1 住民票上、世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も対象）も含まれます。

※2 年金収入額には、課税年金に加え非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

※3 その他の合計所得金額については、23ページの※2をご参照ください。

※4 預貯金、有価証券、投資信託、現金などを指します。

軽減対象となる施設・サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、軽減の対象になりません。

○上記利用者負担段階のいずれにも該当しない場合でも、高齢夫婦世帯等で一方の方が施設に入所し費用を負担したことにより、もう片方の配偶者等が在宅での生活が困難になる場合には、一定の条件を満たせば、居住費・食費が軽減される場合があります。詳しくはご相談ください。